

奈良県高等学校等奨学金

(修学支援奨学金・育成奨学金)

貸与生のでびき

奈良県教育委員会事務局
学校教育課 奨学金係

貸与生となったみなさんへ

奈良県高等学校等奨学金は勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な方に奨学金を貸与することを目的としています。

奨学生に選ばれたみなさんは、勉学に励み、充実した学生生活を送ってください。

また、この奨学金は貸与であり返還が伴います。みなさんが社会人となってからの返還金が、新たな奨学生に奨学金として引き継がれていきます。返還が円滑に行われないと、次の貸与に支障が生じることとなりますので、在学中から、その責任を自覚しておいてください。

< 本人メモ >

必ず記入・押印をしておいてください。

貸与番号

貸与番号

-

学校教育課奨学金係への照会には、貸与番号を教えてください。

印鑑

申請書に使用した印鑑を押しておきましょう。

本人

連帯借受人

< 連絡先 >

奈良県教育委員会事務局学校教育課奨学金係

〒630-8502

奈良市登大路町30番地

0742-27-9859(直)

0742-22-1101(代) 内線5297、5298

目 次

	(ペ - ジ)
1 奨学生の心得 1
2 奨学金の交付	
3 貸与状況明細通知書	
4 奨学金の継続申請	
5 異動 2
(1) 休学	
(2) 復学	
(3) 退学	
(4) 長期にわたる欠席	
(5) 同一学年履修	
(6) 辞退	
(7) 住所・氏名の変更	
(8) 死亡	
(9) 振込預金口座の変更 3
(10) 貸与月額の変更	
(11) その他	
6 貸与の休止 4
(1) 休止事由と期間	
(2) 奨学金の返納	
7 貸与の打ち切り	
(1) 打ち切り事由	
(2) 奨学金の返納	
(3) 借用証書・返還計画書の作成	
8 奨学金の返還 5
9 貸与決定後のスケジュール	
奈良県高等学校等奨学金貸与条例（抄） 6
奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（抄） 8
奨学金借用証書記入例 11
各種様式 12

1 貸与生の心得

この「貸与生のてびき」には、貸与生として採用され貸与開始から貸与終了までの在学中の諸手続きから、返還に当たっての注意などみなさんに是非知ってほしいことが記載されています。

たとえば奨学金の貸与を辞退したり、住所を変更するときなど、それぞれ届出が必要となります。高等学校等に在学中は、手続きはすべて学校を通じて行います。必要のつど、このてびきの該当事項をよく読み、学校に申し出て指示を受けてください。

つぎの書類は奨学金の貸与中及び貸与終了後の奨学金返還の場合にも必要ですので、この「貸与生のてびき」といっしょに大切に保管してください。

- (1) 貸与決定通知書
- (2) 貸与状況明細通知書

2 奨学金の交付

申請のあった、あなたの普通預金口座に6月末（新規申請年度は8月上旬）と10月中旬に6ヶ月分の奨学金を振り込みます。このことについて、教育委員会や金融機関からの通知はありませんので、振込が確実に行われているか通帳に記帳して必ず確認してください。もし不明な点が生じたときはすぐに学校に問い合わせてください。

なお、振込日については学校に通知しています。

3 貸与状況明細通知書の配布と奨学金借用証書の提出

貸与状況明細通知書は毎年12月上旬に学校を通じてお渡しします。その内容を確認し、P13の奨学金借用証書をコピーして記入のうえ（記入例はP11）、学校を通じて提出してください。

また、将来返還についてあなたと連帯して責任を負ってもらうことになるため、必ず連帯借受人にも見せて貸与総額を確認してください。

4 奨学金の継続申請（新規申請の翌年度）

奨学金の継続申請は学業を続けていくために奨学金を継続して必要とするときに行います。

毎年4月上旬に、学校から継続意志の確認がありますので、継続する場合は学校に意志を伝えて請求書（前期・後期分）を学校を通じて提出してください。

請求書の印は、必ず申請書に使用した本人印を押してください。

なお、申請書、所得証明書等の提出は必要ありません。

継続貸与が決定しましたら、6月中旬に奨学金貸与決定通知書をお送りします。

5 異動（各様式は<http://www.pref.nara.jp/gakko/syougakusitu/sinkiitiran.htm> に掲載しています。）
あなたが以下のような状態が生じたとき速やかに届け出を行うこととなります。在学中の届け出に関しては、すべて学校を通じて行ってください。

(1) 休学

「異動届」により届け出ることになります。
奨学金は、休学期間中「貸与の休止」となります。

(2) 復学

「貸与の休止」を受けていた方が、復学等により貸与を再開するための手続です。
「異動届」により届け出ることになります。
貸与の休止期間が満了した場合や、休止期間より早く復学した場合等の理由を問わず、いかなる場合であっても必ずこの手続をとらない限り、貸与を再開しません。

(3) 退学

「異動届」により届出ることになります。
奨学金は「貸与の打ち切り」となります。

(4) 長期にわたる欠席（30日以上欠席するとき）

「異動届」により届出ることになります。

(5) 同一学年履修

進級できなかつたため、同一の学年を重ねて履修するときの手続きです。
「異動届」により届出ることになります。
その年度は「貸与の休止」となります。（ただし、貸与の休止をすることにより、奨学生の修学に著しい支障が生じると認められるときは、奨学金の貸与を休止しないことがあります。）

(6) 辞退

家計の好転等により、奨学金を必要としなくなったときはいつでも辞退できます。
「異動届」により届出ることになります。
奨学金は「貸与の打ち切り」となります。
採用決定後、「一度も奨学金の振り込みを受けずに辞退する場合」も同様ですが、この場合「借用証書」等の提出は必要ありません。

(7) 住所・氏名の変更

本人・保護者・連帯借受人の住所又は氏名に変更があった場合の手続きです。
「住所・氏名変更届」により届出ることになります。
連帯借受人の変更については、印鑑登録証明書の添付が必要となります。
本人又は保護者の住所変更により通学形態（自宅通学者・自宅外通学者）に変更が生じた場合は、貸付月額の変更となります。詳しくは学校に申し出てください。
保護者が県外に転出した場合は、資格の喪失となり「貸与の打ち切り」となります。

(8) 死亡

本人が死亡した場合の手続きです。

「異動届」で保護者または、連帯借受人が届出ることになります。

奨学金は「貸与の打ち切り」となります。

本人の死亡を理由とした「返還免除」の手続きについては、異動届受理後、別途連絡します。

(9) 振込預金口座の変更（名義人姓変更等・銀行統廃合）

口座振替申出書（様式は学校に請求してください。）により届出ることになります。（奨学金の振込み時期と重なると、振込みが遅れることがありますのでご注意ください。）

(10) 貸与月額の変更

・通学形態（自宅通学者・自宅外通学者）が変更となる場合

自宅通学者から自宅外通学者（増額）となる場合は希望者のみ、（ただし、へき地加算を受けているものは減額となるので、必ず変更すること。）自宅外通学者から自宅通学者（減額）となる場合は必ず変更することになります。

・生活保護法による高等学校等就学費を受給する場合、又は受給しなくなった場合

受給しなくなった場合（増額）は希望者のみ、受給する場合（減額）は必ず変更することになります。

貸与月額変更届（様式は学校に請求してください。）により届け出ることになります。

既に振り込まれた奨学金について、返納が生ずることがあります。

イ 減額については、事由発生日の翌月（その日が月の初日の場合は、その月）から減額となります。

ロ 増額については、願出のあった月の翌月（その日が月の初日の場合は、その月）から増額となります。

自宅通学者から自宅外通学者（増額）となる場合は、「住民票謄本」・「入寮証明書」等事実を証する書類を提出して下さい。

生活保護を受給しなくなり増額の場合は、生活保護の停止又は廃止を証明する書類を提出して下さい。

(11) その他

その他異動事項が生じた場合は、速やかに学校担当者に連絡し必要な手続きを行ってください。

6 貸与の休止

(1) 休止事由と期間

次のいずれかに該当するときは、その期間貸与が休止されます。該当するときは、速やかに手続きを行ってください。なお、貸与の休止の期間は全て月を単位として行います。

休学したとき

休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から復学した日の属する月の前月までの期間

長期にわたって学習を中断したと認められるとき

学習を中断したと認められる日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から学習を中断したと認められる事実がなくなった日の属する月の前月までの期間。

高等学校等において同一の学年を重ねて履修するとき（特例あり）

当該履修期間

その他奨学金の貸与を受けることが適当でないとも認められるとき

必要と認められる期間

(2) 奨学金の返納

前記のいずれかに該当し、その届出等の遅延により休止期間に該当する期間に振り込まれた奨学資金については、即時返納することとなります。

返納振込書を作成し、学校へ送付しますので、必ず期限内に返納してください。

7 貸与の打ち切り

(1) 打ち切り事由

次のいずれかに該当するときは、貸与が打ち切られます。該当するに至ったときは、速やかに手続きを行ってください。

次のいずれかに該当するとき

イ 高等学校等に在学しなくなったとき

ロ 保護者が奈良県内に住所を有しなくなったとき（単身赴任を除く。）

奨学金の貸与を辞退したとき

その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(2) 奨学金の返納

上記のいずれかに該当し、その届出等の遅延により停止事由発生後に振り込まれた奨学金については、即時返納することとなります。

返納振込書を作成し、学校へ送付しますので、必ず期限内に返納してください。

(3) 借用証書・返還計画書の作成

貸付打ち切りの決定がされたときは、学校の指示にしたがい「借用証書」、「返還計画書」を作成し提出することとなります。辞退した後も、高等学校等に在学中の場合は、猶予申請により返還を猶予することができます。（猶予等で返還がすぐに始まらない場合でも「返還計画書」の提出は必要です。）

8 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると返還の義務が生じます。この奨学金は10年以内に返還していただく事になっています。

また、みなさんからの返還金は、これからの奨学生の奨学金として活用される大切なものですので、自覚を持って必ず返還してください。また、滞納金には年10.95%の延滞利息が加算されますので、必ず納期限内に納入してください。

貸与終了にあたっては、返還方法等を説明してある「返還のてびき」をお渡ししますので、必ずよく読んでください。

【返還の例】貸与月額36ヶ月

区 分		貸与月額	返還総額	返還月賦額	返還半年賦額
国公立	自 宅	18,000円	648,000円	5,400円	32,400円
	自宅外	23,000円	828,000円	6,900円	41,400円
私 立	自 宅	30,000円	1,080,000円	9,000円	54,000円
	自宅外	35,000円	1,260,000円	10,500円	63,000円

9 貸与決定以後のスケジュール

時 期	事 務	送付する書類	内 容
12月上旬	借用証書 返還計画書の提出	借用証書・貸与状況明細 通知書・返還計画書・返 還のてびき	借用証書(1年分)を提出(全員) 返還計画書を提出(卒業予定者のみ)
4月上旬	継続申請手続き	請求書(前期・後期分)	貸与生の貸与継続の意思確認が学校よりあります。継続を希望する場合は請求書(前期・後期分)を学校に提出。なお、申請書、所得証明書等の提出は必要ありません。
6月中旬	継続申請者貸与決定	奨学金貸与決定通知書	
6月下旬	継続貸与生奨学金 前期分振込 (新規申請者は、8月 上旬となります)		4月から9月までの6ヶ月分を本人口座に振り込みます。
10月中旬	継続貸与生奨学金 後期分振込		10月から3月までの6ヶ月分を本人口座に振り込みます。

奈良県高等学校等奨学金貸与条例（抄）

平成14年 3月29日
奈良県条例第 49号

（目的）

第1条 この条例は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な者に奨学金を貸与することを目的とする。

（奨学金の貸与）

第2条 知事は、次の各号に掲げる奨学金を、それぞれ当該各号に定める者に対し、貸与することができる。

一 修学支援奨学金 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は高等専門学校に在学する者で、次に掲げる要件に該当するもの。ただし、規則で定める場合は、エの規定は、適用しないことができる。

ア 親権者又は未成年後見人が県内に住所を有すること。

イ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められること。

ウ 経済的理由により著しく修学が困難と認められること。

エ 地方公共団体その他公共的団体から学資の貸与又は給付を受けていないこと。

二 育成奨学金 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は専修学校の高等課程（規則で定めるものに限る。以下同じ。）に在学する者で、次に掲げる要件に該当するもの。ただし、規則で定める場合は、ウ（前号エに係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

ア 向学心に富み、学習態度及び学習状況が良好であると認められること。

イ 向学心に富み、学習態度が良好であると認められること。

ウ 前号ア及びエに掲げる要件に該当すること。

2 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請しなければならない。

（奨学金の額等）

第3条 奨学金の額は、別表のとおりとする。

2 奨学金は、無利息とする。

3 奨学金の貸与の方法及び貸与期間は、規則で定める。

（連帯債務）

第4条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、親権者、未成年後見人その他適当と認められる者を、連帯して債務を負担する借主として加えなければならない。

（貸与の休止）

第5条 知事は、奨学金の貸与を受けている者が、休学し、長期にわたって欠席し、又は同一学年を重ねて履修するときは、奨学金の貸与を休止することができる。

（貸与の打ち切り）

第6条 知事は、奨学金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月分以降の奨学金の貸与を打ち切るものとする。

一 第2条第1項の要件を欠くに至ったとき。

二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 前2号に掲げるもののほか、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還）

第7条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を受けた者（連帯して債務を負担する者を含む。以下「借受人」という。）は、その日の属する月の翌月から起算して6月を経過した月から20年以内に、規則で定めるところにより、奨学金を返還しなければならない。ただし、借受人は、いつでも繰上返還することができる。

一 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程を卒業したとき。

二 貸与期間が満了したとき。

三 貸与を打ち切られたとき。

2 次条第1項第1号に該当することにより返還債務の履行の猶予を受けた者は、同号に該当しなくなったときは、その日の属する月の翌月から起算して6月を経過した月から、規則で定めるところにより、奨学金を返還しなければならない。ただし、返還債務の履行の猶予を受けた者は、いつでも繰上返還することができる。

（返還債務の履行猶予）

第8条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請により奨学金の返還債務の履行を猶予するものとする。

一 高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程、短期大学又は大学等に在学するとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があると認められるとき。

2 前項第2号に該当することによる返還債務の履行の猶予の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、これを延長することができる。

（返還債務の免除）

第9条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が死亡した場合又は精神若しくは身体に著しい障害を受け奨学金を返還することができなくなったと認められる場合は、返還未済額を限度として、申請により奨学金の返還債務を免除することができる。

（延滞金）

第10条 借受人が、奨学金を返還すべき日までに、これを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

（その他）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(奈良県高等学校等奨学金貸与条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の奈良県高等学校等奨学金貸与条例第2条第1項の規定により貸与された奨学金は、第1条の規定による改正後の奈良県高等学校等奨学金貸与条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第1項第1号の規定により貸与された修学支援奨学金とみなす。
- 3 改正後の条例第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同号に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を除く。)又は専修学校の高等課程の第1学年又は第1年次に入学した者(中等教育学校の第4学年に在学することとなった者を含む。以下「平成17年度以後入学者」という。)及び施行日以後に同号に規定する高等学校及び専修学校の高等課程に在学することとなった者のうち平成17年度以後入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る育成奨学金の貸与について適用し、施行日前に同号に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を除く。)又は専修学校の高等課程の第1学年又は第1年次に入学した者(中等教育学校の第4学年に在学することとなった者を含む。以下「平成16年度以前入学者」という。)及び施行日以後に同号に規定する高等学校又は専修学校の高等課程に在学することとなった者のうち平成16年度以前入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る育成奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(奈良県高等学校全日課程等修学奨励金貸与条例の廃止)
- 2 奈良県高等学校全日課程等修学奨励金貸与条例(昭和55年3月奈良県条例第24号)は、廃止する。
(奈良県高等学校全日課程等修学奨励金貸与条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の奈良県高等学校全日課程等修学奨励金貸与条例第2条の規定による修学奨励金(この条例の施行の日前に貸与することが決定されたものに限る。)の貸与及び返還については、なお従前の例による。
(奈良県事務処理の特例に関する条例の1部改正)
- 4 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成12年3月奈良県条例第34号)の1部を次のように改正する。
別表第2の37の項を削る。

別表(第3条関係)

(平16条例41・一部改正)

区 分		奨学金の額	
通学困難なため親権者又は未成年後見人と住居を異にして通学する者	国立・公立	月額	23,000円
	私立	月額	35,000円
その他の者	国立・公立	月額	18,000円
	私立	月額	30,000円

備考

- 1 「国立」とは国(国立大学法人法(平成15年法律第120号)第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)が設置するものを、「公立」とは地方公共団体が設置するものを、「私立」とは私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するものをいう。
- 2 その他の者のうちへき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条に規定するへき地学校(小学校に限る。)の通学区域に居住する者(その者の居住する市町村の区域内に所在する高等学校又は高等専門学校に在学する者を除く。)にあつては、その他の者の奨学金の額に月額1万2千円を加算することができる。
- 3 第2条第1項ただし書の規定に該当して奨学金の貸与を受ける者に対する奨学金の額は、規則で定める。

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（抄）

平成14年3月29日
奈良県規則第56号

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成14年3月奈良県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 条例第2条第1項、第5条、第6条、第8条第1項、第9条及び第11条に規定する知事の権限は、教育長に委任する。
- 第3条 条例第2条第1項第1号ただし書又は第2号ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれか該当する場合とする。
- 一 親権者又は未成年後見人と同居し、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条第2号の修学資金（昭和38年厚生省令第158号（生活保護法による保護の基準。以下「告示」という。）に規定する高等学校等就学費の給付を受けている場合）の貸与の要件等）
- 第4条 条例第2条第1項第1号ウに掲げる要件は、次のいずれかに該当することとする。
- 一 その者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていること（次号に該当する場合を除く。）。
- 二 1項の規定による世帯の全員が地方税法（昭和15年法律第226号）第295条第3条の規定により市町村民税が非課税とされていること。
- 三 その者の属する世帯の全員が地方税法第323条の規定により市町村民税が減免されていること。
- 四 その者の属する世帯の全員の年間収入の合計額が、告示の例により算定した当該世帯の年収入に換算した基準額（以下「収入基準額」という。）の1.5倍に相当する額以内であること。
- 2 条例第2条第1項第2号アに掲げる要件は、向学心に富み学習態度が良好であって、学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.0以上であることとする。
- 3 条例第2条第1項第2号イに掲げる要件は、その者の属する世帯の全員の年間収入の合計額が収入基準額の1.5倍（特に勉学等に意欲があると認められる場合にあっては、収入基準額の3.0倍）に相当する額以内であることとする。
- 第5条 条例第2条第1項第2号の規則で定める専修学校の高等課程は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とし、修業年限2年以上であるものであって、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する専修学校の学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に開始される専修学校の学科であるもののうち、その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。
- (貸与の申請手続)
- 第6条 条例第2条第1項各号に規定する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学する者で、同条の奨学金の貸与を受けようとするもの（以下「在学申請者」という。）は、在学する高等学校等の校長の推薦を受け、(以下「在学申請書」という。)を奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）貸与申請書（第1号様式）を教育長に提出しななければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 在学申請者の属する世帯の全員の住民票等の写し
- 二 在学申請者の属する世帯の全員の所得に関する市町村長の証明書等
- 三 条例第4条に規定する連帯して債務を負担する借主（以下「連帯借受人」という。）の印鑑登録証明書
- (貸与の予約)
- 第7条 翌年度に高等学校等へ入学を希望する者で、高等学校等に入学後、条例第2条第1項第2号の育成奨学金の貸与を受けようとするもの（以下「予約申請者」という。）は、育成奨学金予約申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、在学する学校の校長の推薦を受けた

- 一 予約申請者の属する世帯の全員の住民票等の写し
 二 予約申請者の属する世帯の全員の住所に於ける市町村長の証明書等
 2 予約を認めるに当たっては、その内容を審査し、予約を認め、その旨を申請者に通知する。予約を認め、その旨を申請者に通知するに当たっては、その内容を審査し、予約を認め、その旨を申請者に通知する。予約を認め、その旨を申請者に通知する。
- 3 予約を認めるに当たっては、その内容を審査し、予約を認め、その旨を申請者に通知する。予約を認め、その旨を申請者に通知するに当たっては、その内容を審査し、予約を認め、その旨を申請者に通知する。
- 第8条 奨学金の貸与期間は、次期に属する各月のうち奨学金を貸与する前月の10月1日から翌年3月31日まで、後期の10月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 奨学金の貸与期間は、貸与を受けた月数を通算して、次の各号に掲げる区分に応じ、
 一 高等学校の全日制課程 3年
 二 高等学校の定時制課程及び通信制課程 3年又は4年
 三 中等教育学校の後期課程 3年
 四 高等専門学校 5年
 五 特別支援学校の高等部 3年
 六 専修学校の高等課程 3年
 (連帯借受人)
 第9条 連帯借受人は1名とし、独立の生計を営む成年者でなければならない。
 (貸与の決定通知)
 第10条 教育長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で貸与することを決定したときは、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)貸与決定通知書(第5号様式)により、その旨を申請者に通知する。
 (借用証書)
 第11条 奨学金の貸与を受けた者は、その都度奨学金借用証書(第6号様式)を教育長に提出しなければならない。
 (貸与の休止又は打ち切りの通知)
 第12条 教育長は、条例第5条の規定により奨学金の貸与を休止するとき又は条例第6条の規定により奨学金の貸与を打ち切るときは、書面により、その旨を当該奨学金の貸与を受けている者に通知する。
 (返還方法)
 第13条 条例第7条の規定による奨学金の返還は、半年賦又は月賦による均等払の方法によるものとし、返還期間は10年以内とする。
 2 条例第8条の規定により奨学金の返還債務の履行の猶予を受けた者は、次の各号に掲げる期間以内奨学金を返還しなければならない。
 一 条例第8条第1項第1号に該当する奨学金の返還債務の履行の猶予を受けた者が、同号に該当しなくなった日の属する月の翌月から起算して6月を経過した日から10年以内(既に奨学金の一部を返還した場合は、当該返還に係る期間を10年から控除した期間以内)
 二 条例第8条第1項第2号に該当することにより奨学金の返還債務の履行の猶予を受けた者が、猶予期間が満了した日の属する月の翌月から既に奨学金の一部を返還した期間を10年から控除した期間以内
 (猶予又は免除の申請)
 第14条 条例第8条第1項の規定による奨学金の返還債務の履行の猶予又は条例第9条の規定による奨学金の返還債務の免除を受けようとする者は、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)返還猶予(免除)申請書(第7号様式)に、その理由となる事実を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。
 2 教育長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨学金の返還債務の履行を猶予し、又は免除することを決定したときは、書面により、その旨を申請者に通知する。
 (奨学金の額)
 第15条 条例別表の備考の3に規定する奨学金の額は、別表のとおりとする。
 (届出)
 第16条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、

その旨を教育長に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 退学し、転学し、休学し、又は復学したとき。

三 引き続き30日以上欠席するとき。

四 同一学年を重ねて履修するに至ったとき。

五 地方公共団体その他公共的団体から学資の貸与又は給付を受けるとき。

六 連帯借受人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は連帯借受人が死亡したとき

七 若しくは破産手続開始の決定等を受けたとき。

八 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

(その他)

第17条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表(第十五条関係)

区 分			奨学金の額
第3条第1号の場合			月額 12,000円
第3条第2号の場合	通学困難なため親権者又は未成年後見人と住居を異にして通学する者	国立・公立	月額 10,000円
		私立	月額 22,000円
	その他の者	国立・公立	月額 5,000円
		私立	月額 17,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

奨学金借用証書の記入例

第6号様式(第11条関係)

奨 学 金 借 用 証 書

金 360,000 円

「貸与状況明細通知書」の本年度貸与額計の金額を記入

ただし、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金、育成奨学金)として

19年 4月 から20年 3月 まで (12)か月分(月額 30,000円)

上記のとおり借用しました。

については、奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び関係規則等の規定に従い、相違なく返還します。

年 月 日

奈良県教育長 矢和多 忠一 殿

借 受 人 貸与決定番号 S19-000

在 学 校 名 私立 高等学校

住 所 奈良市登大路町30

氏 名 奈良 一郎

連 帯 借 受 人 住 所 奈良市登大路町30

氏 名 奈良 太郎

上記について、同意します。

法定代理人(親権者を含む。)

又は未成年後見人

住 所 奈良市登大路町30

氏 名 奈良 太郎

申請時の印鑑をお願いします



実印をお願いします



各 種 様 式

各種様式は切り取らず、コピーをしてお使い下さい。

また、<http://www.pref.nara.jp/gakko/syougakusitu/sinkiitiran.htm> にも掲載しています。

< 奈良県庁ホームページ 教育委員会事務局 学校教育課 奨学金係 各種様式 >

第6号様式(第11条関係)

奨 学 金 借 用 証 書

金 円

ただし、奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)として

年 月 から 年 月 まで () か月分(月額 円)

上記のとおり借用しました。

については、奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び関係規則等の規定に従い、相違なく返還します。

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 殿

借 受 人 貸与決定番号

在 学 校 名

住 所

氏 名

印

連 帯 借 受 人 住 所

氏 名

印

上記について、同意します。

法定代理人(親権者を含む。)

又は未成年後見人

住 所

氏 名

印

異 動 届

奈良県教育委員会 教育長 殿

年 月 日

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

立	高等学校	課程	科	学年
貸与番号	フリガナ	-----		
	氏 名			

休 学 期間 年 月 日より 年 月 日まで

復 学 年 月 日より

30日以上の欠席 期間 年 月 日より 年 月 日まで

同一学年を重ねて履修 年度に 第 学年を重ねて履修

他の奨学金の貸与を受けた 年 月分より (奨学金名:)

連帯借受人の死亡 年 月 日 (連帯借受人氏名:)
連帯借受人の変更のため別紙様式 6 及び印鑑登録証明書を合わせて提出してください。

破産手続開始の決定等を受けた 年 月 日

辞 退 年 月 日 理由: 進路変更 (退学)
経済的好転
その他
()

該当する項目の にチェックを入れて下さい。
上記以外の変更 (住所氏名変更・貸与月額の変更等は別様式有)

貸与申請者
(借受人)
住 所
氏 名

印

連帯借受人
住 所
氏 名

印